

## 島根県の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(案)

### 策定の趣旨

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3第1項の規定に基づき、島根県の教育、学術及び文化等の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

### 計画期間

平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

### 基本理念

島根は、豊かな自然、古き文化・歴史、特色ある地域資源、温かい地域社会、そして勤勉な県民性など、多くの強みを有しており、こうした強みを生かし「子育てしやすく、活力ある地方の先進県しまね」を島根の将来像として目指しています。

これを実現するには、次世代を担う人材の育成が重要で、教育の役割は非常に大きく、学校・家庭・地域・行政が連携しながら、児童・生徒の発達段階に応じて、しまねの教育に取り組んでいくことが大切であります。

しまねの豊かな自然の中で、豊かな心を持ち、ふるさとしまねを愛し、夢や希望に向かって挑戦できる人材

地域の課題や、その解決策を学ぶことで地域に貢献しようとする人材

IT技術の飛躍的進歩により、世界のどこにいてもビジネスができるような時代になる中で、読書等を通じて社会の大きな動きを知り、変化に対応できるような人材

こうした人材の育成に取り組んでいきます。

こうした考えのもと、知事部局と教育委員会が地方創生を見据えた教育の振興や人材の育成に関し意思の疎通を図り、それぞれの役割と責任に応じ施策に取り組んでいきます。

## 基本方針

### 1 教育の充実

学校・家庭・地域の連携協力による様々な取り組みなどで教育の充実を図り、社会に貢献する気持ちや、生命を尊重するなどの豊かな心を持ちながら、島根や身近な地域などへの愛着や誇りを土台に、自らの夢や希望に向かって意欲的に進む子どもたちを育みます。

#### (1) 発達段階に応じた教育の振興

幼保小中高が連携を図りながら、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進し、児童生徒が、心身の健康と学力を身につけ、社会に能動的に関わる態度や貢献する心を持つよう育みます。

#### (2) 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実

ふるさとに愛着と誇りを持ち、次世代の地域を担う子どもを育成するとともに、基本的な生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもに成長するよう、学校・家庭・地域が連携協力し、一体となった取組を進めます。

#### (3) 青少年の健全な育成の振興

青少年が、社会の一員として必要な社会規範や自立性、豊かな人間性・社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長するよう、学校・家庭・地域・関係団体と連携して環境整備を進めます。

#### (4) 高等教育の充実

自主的・自律的な運営による魅力ある学校づくりを進めながら、地域社会に貢献する優れた人材を育成するよう、地域に密着した研究活動や教育活動の充実を図ります。

### 2 多彩な県民活動の推進

県民一人ひとりが、学習活動や、スポーツ・文化芸術活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

#### (1) 生涯を通じた学習の推進

県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習に取り組み、その学習の成果が社会生活に生かされる生涯学習社会を目指します。

#### (2) スポーツの振興

県民一人ひとりの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて多様なスポーツ活動が実践できる環境づくりや、国際大会や全国大会において、優秀な成績を収められる選手の育成を目指します。

#### (3) 文化芸術の振興

広く県民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境づくりを目指します。

### 3 人権の尊重と相互理解の推進

県民誰もが、学校・家庭・職場・地域などの様々な場面において個性と能力を十分に発揮できるよう、一人ひとりの人権や多様な価値観を尊重する社会づくりを目指します。

#### (1) 人権施策の推進

県民一人ひとりが人権の意義や重要性を認識し、人権が尊重され、差別や偏見のない住みよい社会の実現を目指します。

#### (2) 国際化と多文化共生の推進

- ・国籍などの異なる人々が互いの文化や価値観の違いを理解し合い、共に地域社会の一員として安心して暮らすことのできる、多文化が共生する地域づくりを目指します。
- ・国際社会での相互理解を深め、国際的な感覚を養い、コミュニケーション能力を高めるなど、国際社会の中で活動できる人材の育成を目指します。

### 4 文化・歴史の保全と活用

島根の文化・歴史に親しみ、理解を深めながら、次の世代へ継承するとともに、魅力ある地域づくりのために持続可能な活用を進めます。

#### (1) 文化財の保存・継承と活用

県民が、全国に誇る島根固有の歴史・文化に理解を深め、次の世代へ保存・継承するとともに、魅力ある地域づくりのために、積極的な活用を目指します。

### 5 子育て支援の充実

若い世代が島根で、“希望どおりに結婚し、子どもを産み育てることができるよう”環境を整備し、“誰もが子育てしやすいと実感できる島根”を目指します。

#### (1) 子育て環境の充実

子育て支援サービスの充実や仕事と家庭の両立ができる環境の整備などを行い、子どもを安心して生み育てることができるようにします。

#### (2) 子育て福祉の充実

虐待を受けているなど保護が必要な子どもやその家庭への相談・支援体制を充実し、子どもたちの権利を守り、社会への自立に向けた支援を進めるとともに、ひとり親家庭の生活・経済面での自立支援を進めます。

## 【参考】

### 取組の方向

#### 1 教育の充実

##### (1) 発達段階に応じた教育の振興

- ・市町村教育委員会と共同で「授業の質の向上」、「家庭学習の充実」、「学校マネジメントの強化」の3つの柱をもとに、学力の育成に努めます。
- ・子どもの感性や人間性を育むため、学校図書館を活用した読書活動や挨拶、コミュニケーション力、思いやりの心などの「しまねのふるまい」推進の視点を取り入れた多様な体験活動を通じて、「心の教育」を推進します。
- ・学校司書の配置の促進により、「人のいる学校図書館」の環境を整えるとともに、未就学児から絵本の読み聞かせや親子読書などに取り組むことで、読書習慣の定着を進めます。
- ・体育授業において達成感や充実感を味わえるような教材の研究・指導方法の工夫、運動部活動の活性化、体育向上プログラムの実践など学校教育全体を通じた体力づくりを推進し、体力・運動能力の向上に努めます。
- ・子どもの発達段階に応じて、職業、勤労に関する意識や県内産業、企業への理解を高めます。特に、高等学校においては3年間を通じた体系的なキャリア教育を推進するとともに、県内就職の一層の促進や将来の県内定着も視野に入れ、専門学校においては県内企業が求める知識や技能の習得を、普通高校においては地域課題や県内企業の理解促進を進めるなど、地域を支える人材の育成に努めます。
- ・子ども一人ひとりの心身の状況を把握し、きめ細やかな対応が可能となるよう、指導・相談等の体制の充実に努めるとともに、居場所づくりを進めます。
- ・障がいのある子どもの自立や社会参加に向けて、特別支援学校と小・中・高等学校等の連携を図りながら、一人ひとりの教育ニーズを的確に把握し、きめ細やかな教育を行うとともに教職員のさらなる専門性の向上を図ります。
- ・老朽化した県立学校の校舎等の改修や一定規模の吊り天井、照明などの耐震化、情報化バリアフリー化等に対応した施設整備を進めます。

##### (2) 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実

- ・就学前の子どもから高校生、大人までを対象に、自然、歴史、文化、伝統、産業など地域の「ひと・こと・もの」から学ぶ「ふるさと教育」を推進します。
- ・地域の大人たちの力を結集して、学校教育を支援する仕組みを公民館活動と連携しながら推進します。
- ・放課後や休日の子どもの居場所づくりを推進し、地域の大人が子どもの教育に積極的に関わる機運を高めるとともに、家庭と地域の接点づくりを進めます。

- ・離島・中山間地域における高校と町村が連携して実施する高校の魅力化・活性化の取組みを支援し、高校を核として地域の活性化を図ります。
- ・地域総がかりで教育力を充実するため、公民館活動に光をあてながら、地域課題の解決に向けて住民自ら主体的に学習や実践活動に取り組む「地域力」の醸成を進めます。
- ・学校と家庭、地域との連携を密にしながら、「早寝・早起き・朝ごはん」の推進等により、「バランスのとれた食事」「適度な運動」「十分な睡眠」など望ましい生活習慣が身に付くよう取り組みます

### (3) 青少年の健全な育成の振興

- ・青少年にとって好ましくない営業形態や有害情報等の氾濫防止のための規制、規範となるべき地域社会の大人自身の意識改革など、学校、関係機関・団体、企業家庭、地域住民等と連携して、青少年が健全に成長できる環境づくりを進めます。
- ・地域ぐるみで青少年健全育成に取り組んでいく社会的な機運をさらに醸成していくため、普及啓発活動の充実と、活動の推進組織の運営強化を図ります。
- ・関係機関や団体等と連携して、様々な問題を抱える家庭や社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する相談や自立支援を行います。

### (4) 高等教育の充実

- ・県立大学の運営が円滑に行われ、島根県が示す中期目標に掲げる目指すべき大学づくりへの必要な支援を行います。
- ・また、県立大学が行う地域をフィールドとした幅広い研究活動の充実に向けた取り組み、地域が必要としている人材育成の取り組みに対し必要な支援を行います。
- ・県大短期大学部を四年生化するとともに、短期大学の一部存置することにより、県内進学先としての選択肢を広げます。
- ・県内大学や高等専門学校とは、医療、教育、産業など様々な分野で連携を進めてきていますが、地域の特色ある財産、資源を最大限活用した産業の振興・雇用の創出に向け、行政機関、教育・研究機関、企業等との連携をより一層進めていきます。
- ・卒業生の県内定着に向け、学生の県内企業へのインターンシップ参加への取組強化など、県内企業等との連携を一層推進します。
- ・県立大学では、県民に開かれた大学として地域に貢献するため、公開講座の開催に努めます、

## 2 多彩な県民活動の推進

### (1) 生涯を通じた学習の推進

- ・県民が、興味・関心に基づき学んだり、地域活動に主体的に参画できるように社

会教育実践者の養成や公民館等職員の育成を図りながら、社会教育施設における学習支援機能を充実していきます。

- ・ 県民や地域の課題解決を支援するため、図書館のレファレンス機能の強化や情報発信、職員のレベルアップなどを図りながら、図書館サービスを充実していきます。
- ・ 地域に根ざした自治活動（自治会、地区社会福祉協議会、体育協会、自主防犯防災組織など）を振興するとともに、その拠点となる公民館等の機能強化を支援します。

### （３）スポーツの振興

- ・ 多くの県民がスポーツ活動を実践できるよう、「しまね広域スポーツセンター」を中心として、総合型地域スポーツクラブの育成やスポーツ情報の提供に努めます。
- ・ 障がいのある方も含め、広く県民にスポーツ・レクリエーション活動を体験する場や交流する機会の提供に努めます。
- ・ 国民体躯大会等の全国大会で優秀な成績を収める選手を育成するため、学校体育団体や競技団体が実施する強化練習会や指導研修会などを支援します。
- ・ 競技人口のすそ野を広げ、競技の普及や人材の育成を図るとともに、各競技団体が一体となった取り組みを推進します。
- ・ ジュニア層を中心とした選手の育成強化と運動部活動の活性化により競技力の向上に努めるとともに、優秀な指導者の確保を図ります。
- ・ スポーツトレーナーやスポーツ栄養士等の専門家による競技者への身体面・栄養面など多面的なサポートを進めます。

### （４）文化芸術の振興

- ・ 県民文化祭の開催や「しまね文化ファンド」の活用などにより、県民の自主的かつ創造的な文化芸術活動を支援に取り組みます。
- ・ 県立美術館など文化施設を活用して、多様な文化芸術の鑑賞・発表機会の充実に取り組みます。
- ・ 地域や文化芸術団体等と連携して、文化芸術活動を担う人材の育成や個性あふれる地域文化の創造に取り組みます。
- ・ 学校・地域・文化芸術団体等と連携して、多様な文化芸術に触れる機会の確保や文化部活動の活性化などを通じて、青少年の文化活動の推進に取り組みます。

## 3 人権の尊重と相互理解の推進

### （１）人権の尊重と相互理解の推進

- ・ 女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題等の重要な人権問題の解決等に向けて引き続き人権教育や人権啓発などに取り組みます。

- ・インターネットによる人権侵害など、新たな人権問題に適切に対応できるように人権教育や人権啓発などを充実します。
- ・教職員の人権感覚を高め、一人一人の人権が大切にされる教育現場を充実するために、「進路保障」を柱とした人権教育を推進します。
- ・各地域における啓発指導者の養成や民間での自主的な啓発活動の支援を行い、隣保館や公民館を活用しながら家庭、地域、企業その他一般社会における人権教育や人権啓発に取り組めます。
- ・市町村をはじめ関係機関、団体、企業等と連携し人権施策を積極的に推進し、一人一人の人権が真に尊重される社会の実現を目指します。
- ・人権意識の向上を促すため、啓発イベントや研修の参加・体験プログラムを導入するなど、気づきや学びを促す内容の充実に取り組み、若年層をはじめとする参加者を増やす取り組みを進めます。

## (2) 国際化と多文化共生の推進

- ・外国人住民に対して、生活に必要な情報の提供や、外国人住民と地域住民との相互理解の増進を図るとともに、子どもへの支援など在住外国人の生活支援や災害時における支援を行い多文化が共生する地域づくりを進めます。
- ・多文化共生社会の実現のため、地域において多文化に関する意識啓発活動を行うとともに、幅広い分野における地域活動の中心となるボランティアを育成します。
- ・県内教育機関等との連携して海外の青年との交流事業を実施することにより、島根の将来を担う若者の国際感覚を養い、ネットワークの形成を行い、世界に対する理解と親善を深める人材をより多く育成します。
- ・北東アジア地域等の自治体からの技術者の受け入れや技術習得等の支援により、当該国・地域の発展に協力・貢献します。

## 4 文化・歴史の保全と活用人

### (1) 文化財の保存・継承と活用

- ・島根の歴史・文化の調査研究を計画的に進め、その成果を出雲歴史博物館の展示に活用していくとともに、古代歴史文化にゆかりの深い県と連携した共同研究、シンポジウムの開催、「古代歴史文化賞」の実施など県内外へ積極的に情報発信を行います。
- ・石見銀山遺跡については、調査研究を進め、その価値の解明を図りながら、その成果を生かしたシンポジウムの開催など広く情報発信を行います
- ・古代出雲歴史博物館など様々な施設を活用し、小中学生をはじめ県民の歴史・文化や文化財に対する理解を深める事業を行います。
- ・様々な文化財が良好な状態で次世代に継承されるよう、修繕、継承活動などに助

成します。

## 5 子育て支援の充実

### (1) 子育て環境の充実

- ・子育てを社会全体で応援する地域づくりに向けた啓発を進め、子育て家庭が必要とする情報を発信するとともに、行政と、企業・NPO等の民間団体が連携して、子育て・子育てをみんなで支える地域づくりを進めます。
- ・「子ども・子育て支援新制度」に基づき、幼児期の保育・教育環境の整備、地域全体での子育て支援の「量の拡充」や「質の向上」、人材確保の充実に向けた取り組みを市町村と連携し推進します。
- ・保育料の新たな軽減措置や、乳幼児等の医療費助成など、若い子育て世帯等の経済的な負担を軽減するための取り組みを進めます。
- ・待機児童の解消や放課後児童クラブの充実、病児保育等の地域子ども・子育て支援事業の充実に向けた取り組みを進めます。
- ・子育て環境の整備等に向け、地域のニーズや実情に応じて市町村が行う少子化対策を支援します。
- ・事業主に対する啓発や職場の意識改革を進めるとともに、従業員の子育て支援に取り組もうとする企業を支援し、男性の育児参画を推進するなど、働きながら安心して子育てができる職場環境づくりを進めます。

### (2) 子育て福祉の充実

- ・児童虐待など複雑・困難なケースに適切に対応できるよう、児童相談所の専門的機能の充実・強化を図るとともに、身近な相談窓口となる市町村の相談支援機能が充実するよう支援します。また、関係機関相互の連携を強化します。
- ・社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設の小規模化や里親委託などを推進します。
- ・ひとり親家庭に対しては、子育てと生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援や母子・父子相談等のサービスを一体的に提供できるよう市町村に働きかけるとともに、関係者、関係機関との連携強化を図り、個々のニーズに応じた自立を支援します。